

富山県地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 医療、介護、介護予防、生活支援、住まいに関わる関係者が協働・連携して、富山県の地域性に即した効率的かつ効果的な地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進するため、富山県地域包括ケアシステム推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 地域包括ケアシステムを支える地域づくりに係る企画に関すること。
- (2) 介護予防・生活支援・高齢者のニーズに応じた住まいの取り組みの企画に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進及び調整に関すること。
- (4) その他、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進に関すること。

(委 員)

第3条 推進会議は、知事及び地域包括ケアシステム推進に関わる関係者等のうちから知事が委嘱する委員 25 人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は知事とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 会長が出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進会議は、知事が招集する。

- 2 推進会議は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任 期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の庶務は高齢福祉課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。

平成27年度富山県地域包括ケアシステム推進会議委員（案）

	区分	所属	委員	
			役職	氏名
1	地域住民	公益財団法人 富山県老人クラブ連合会	会長	島田 祐三
2	地域住民	富山県自治会連合会	会長	谷井 光昭
3	地域住民	富山県民生委員児童委員協議会	会長	得能 金市
4	地域住民	富山県婦人会	会長	岩田 繁子
5	地域住民	一般社団法人 認知症の人と家族の会富山県支部	事務長	勝田登志子
6	生活支援	富山県食生活改善推進連絡協議会	会長	横川 照子
7	生活支援	富山県生活協同組合連合会	会長理事	清水 文清
8	生活支援	富山県農業協同組合中央会	会長	穴田 甚朗
9	地域経済	富山県商店街振興組合連合会	会長	武内 保衛
10	ライフライン	北陸電力株式会社	代表取締役社長	久和 進
11	ライフライン ICT	西日本電信電話株式会社 富山支店	支店長	山本 泰三
12	ライフライン ICT	一般社団法人 富山県ケーブルテレビ協議会	理事長	本林 敏功
13	ICT	株式会社インテック	取締役会長	金岡 克己
14	郵便	日本郵便株式会社 北陸支社	支社長	山本 裕康
15	金融	株式会社北陸銀行	頭取	庵 栄伸
16	公共交通	公益社団法人 富山県バス協会	会長	桑名 博勝
17	公共交通	富山県タクシー協会	会長	土田 英喜
18	住まい	公益法人社団 富山県建築士会	会長	中野 健司
19	福祉	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	会長	岩城 勝英
20	医療	公益社団法人 富山県医師会	会長	馬瀬 大助
21	介護	一般社団法人 富山県介護支援専門員協会	会長	高原 啓生
22	学識	一般財団法人 高齢者住宅財団	理事長	高橋 紘士
23	学識	富山大学地域連携推進機構	機構長 (富山大学理事)	鈴木 基史
24	行政	富山県市長会	会長	森 雅志
25	行政	富山県町村会	会長	金森 勝雄
26	行政	富山県	知事	石井 隆一